

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、町営住宅の入居条件についてお尋ねいたします。

自治体が低額で賃貸する公営住宅は、住まいの確保に困窮する低所得者にとっては最後のセーフティネットであると言えますが、これまでほとんどの自治体が家賃滞納の抑止効果を重視し、保証人の確保を求めてきており、当町も例外ではなく、所得金額124万8,000円を超える連帯保証人の確保が入居の必須条件となっています。身寄りのない高齢者が増加し、連帯保証人を探すのが容易ではなくなってきています。公営住宅は、むしろハードルが高い物件となっているのではないのでしょうか。

国立社会保障・人口問題研究所は、高齢化率がピークを迎える2040年には、世帯主が65歳以上の高齢者世帯が2,200万世帯を超え、そのうち30%以上が独居世帯になると予測しています。また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者が保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に……

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

○3番（奈良聡子さん） また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者らが保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に公営住宅への入居に際して保証人規定を削除するよう促す通知を出しています。同省の調査によると、通知から3年を経た本年4月1日時点においても、公営住宅への入居に際して保証人を求めないと回答したのは、全体のわずか25.4%の424自治体にとどまっています。

低所得者や家族との関係が途絶えてしまった高齢者が連帯保証人が見つからないばか

りに公営住宅にも入居できない、あるいは入居の申し込みすら諦めてしまうような現状を放置しておいてはいはざがありません。なぜ当町は、未だに連帯保証人の確保を必須条件としているのでしょうか。

次に、灯油代の補助についてお尋ねいたします。

今冬は原油価格が高騰し、灯油やガソリンだけではなく様々な商品が値上がりし、家計を直撃しています。県内の灯油店頭価格は、ここ5週連続の値下がり。配達価格は3週連続の値下がりとなつてはいますが、依然として2014年以來の高値水準が続いています。これを受けて、県内全25市町村が灯油購入費の補助事業を開始、若しくは検討しています。当町も昨日、非課税世帯への灯油代補助事業の補正予算が可決されました。本格的な灯油需要期に入り、補助の対象になつた方々の不安が少しでも和らげばと思います。

今回の対象は非課税世帯のみですが、非課税ではない一人親世帯、介護施設、福祉施設に対しても灯油代を補助する考えはないでしょうか。特に介護施設や障がい者施設は、利用者の体調を維持する意味でも暖房の節約には限界があり、灯油、ガソリン代の高騰が経営を圧迫しているのではないかと思います。できるだけ多くの町民が安心して冬を乗り越えられるよう、何とかして財源を捻出し、補助対象を広げることはできないものではないでしょうか。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、「町営住宅の入居条件について」お答えします。

現在、地域活性化住宅を含めた町営住宅への入居者数は88世帯で、そのうち65歳以上の高齢者世帯は31世帯あり、高齢化率は35%です。また、単身での高齢者世帯は21世帯で、24%です。さらに生活保護世帯が3世帯あります。

町営住宅の入居者に関しては、高齢化率の高まりとともに以前よりも様々な課題が生じています。議員ご指摘の連帯保証人の確保もその一つです。この保証人の取り扱いについては、平成30年3月に国土交通省から「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」の通達が出されています。

それを受けて当町では、平成31年3月に「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取

扱要綱」を告示しています。この取扱要綱の中で、条例や規則に規定する「特別の事情があると認める者」として「60歳以上の方」や「障がい者」あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないことを定めています。

しかしながら、連帯保証人は実質的に入居者の相談や生活サポートのほか、緊急時の連絡先としての役割なども果たしていることから、「取扱要綱」により、入居する際に連帯保証人を必要としない方に対して、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

以上のように、連帯保証人の取り扱いについては、入居者の実情等を勘案した上で要件を緩和しております。

2問目の「灯油代の補助について」に関するご質問にお答えします。

コロナ禍からの世界的な経済活動の再開に伴って、今年度、原油価格が平成26年以来7年ぶりの高値で推移しており、秋田県内においてもガソリン、灯油等の価格高騰が続いています。

町としては、これから本格的な厳冬期を迎えるに当たり、家計への大きな影響が懸念される状況を踏まえ、平成25年度以来となる灯油購入費に対する助成事業を実施することといたしました。

事業の対象者は住民税非課税世帯とし、1世帯当たり6,000円を助成いたします。灯油価格が今なお高止まりしていますので、速やかな事業の実施に努めてまいります。

なお、このたびの「灯油代の補助」については、あくまでも低所得者世帯の経済的負担を軽減するという目的で実施したものであり、「ひとり親世帯」のみならず「一人暮らし高齢者世帯」、「障がい者世帯」などであっても、住民税が課税されている世帯は事業対象としないことといたしました。

また、「介護施設、福祉施設に対しての灯油代補助」に関しましては、今後明らかとなる、国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 最初に1問目、再質問いたします。

過去に連帯保証人が見つけられなくて入居を諦めたというケースはなかったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

これまでの中で連帯保証人が確保できなくて入居を諦めたという事実はございません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この連帯保証人についての入居希望する方からの問い合わせなどはありませんでしたか。例えばですね、なかなか保証人を見つけられないんだけどもどしたらいいかとか、そのような種類の相談はなかったでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 保証人確保が困難だというお話については、この平成30年の通達がある前から何件かは承っておりますし、その後も、まあ具体的にどうしても確保できないというところまでのやりとりはしてませんが、難しいという、まあ度合いですか、それはちゃんと把握してませんが、そういう話は何度か伺っています。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） それで申し込みを諦めたとかそういうケースはなかったか、その点は把握してませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず入居に際しては、最初に入居申し込みをしていただきます。そして入居条件が、県の、県とか国の規定に基づいて条例で定められていますので、それに合致するか調査します。その上で入居資格ある者に対しましては、複数応募者がいれば抽選になりますけども、いなければその人に決定という形で通知がなされます。その後に契約行為として請け書を提出していただきますが、その請け書の中に連帯保証人をつけていただくという流れになっています。ということで、入居申込書を、あ、入居申込書じゃなくて請け書を提出した際に、ご相談は何度か受けたことはございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、せっかく請け書を提出する段階までは行っても、その段階で連帯保証人が見つからなくて断念したということはなかったんですか。そこまで行って断念せざるを得ないということがあるとするれば、これはやっぱり最初にしっかりとっておくべきだと思いますし、その点いかがなんでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 請け書の段階まで行ってできなかったという実績はございません。

そして、確かにこちらで要綱は作ってますけれども、それを周知して、どこまで周知したかという、しっかりまあ入居公募の段階でしてなかったのは、これは私どもの足りなかったところかなと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今後もしろんなケースが出てくるとは思いますけども、請け書の段階まで行って、どうしても連帯保証人が見つからないんだといった場合に、町はどのように対処するのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成30年3月の国土交通省の方からの文書の中では、今後単身の高齢者世帯、あるいは単身の高齢者が増えていって連帯保証人の部分が非常に大きな問題になるというふうなそういう現状認識のもとに、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要というふうな形ではっきりと書いてますので、私どもとしてもそれを踏まえた形の先ほどの31年の要綱でありますから、今議員がご指摘になったようなケースが出ないようなそういう形で、まあ募集をかける際にその連帯保証人についての要綱の部分の中の部分も周知するとか、そういう工夫を進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 周知するのはそれもう当然の話なんですけども、この連帯保証人規定があることによって入居に関するハードルがやっぱり高くなるわけですよ。最初っから。連帯保証人が必要でなければもっと入居を希望する低所得者の方もたくさんいるでしょうし、この連帯保証人規定を削除してる自治体もあるわけですよ。それについて、町としてはこの連帯保証人の規定は削除しないでこのまま続けていくというつもりなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の町営住宅管理条例、連帯保証人免除等の取扱要綱の中で特別の事情があると認める者としては、61歳以上の方、障がい者、あるいは生活保護者の

ほかに町長が認める場合というふうな形ありますので、そういう個々のケースで判断していきますが、基本的に公営の建物を借用する方々にありましては、連帯保証人というか、万が一の時の部分については必要だというふうに形では考えています。ただ、身寄りがない方々とかそういうケースが今後多々増えてきますから、そういう特別なケースの部分については連帯保証人の部分については要らない形の対応はしていきますけれども、基本は基本として、やっぱり連帯保証人としてこうお願いできる方がいる場合については、しかと書いてもらいたいというふうな形の考え方で進めていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 八峰町営住宅管理条例施行規則の連帯保証人規定（1）町内在住者とあるんですが、これは町内でなければ駄目な理由ってあるんでしょうか。ちょっと要件厳しすぎないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かに言われるとおり、町内というのは依然に比べると厳しくなってます。というのは、以前は町内という項目がございました。これを入れたことというのは、連帯保証人が町外であって何らかの形で亡くなられたり、それから連帯保証人を辞退したいという形の方がこれまでもおりました。そうした場合に代わりの方の届け出がなかったり、町で所得が把握できなかったりということで、事実上、連帯保証人として届けてもらってはいるものの、そういう体制になってなかったという経緯がございますので、基本は町内でという形をお願いしてるところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 以前そのような事例があったという背景があるのは分かりましたけども、しかしですね、この連帯保証人の確保が必要っていうだけでもハードルが高いし、その上、町内でなければならないとなれば、これ非常に手の届きにくい物件になってしまいます、町営住宅自体が。これでその住宅困窮者に対して優しい行政って言えるんでしょうかね。かえって住宅弱者を生む要因になっていると思うんですけど、どうしてもこの規定を外すというお気持ちはないんでしょうか。全国的には結構増えてるんですよ。今年の調査時点ではまだ25%程度ですけども、おそらくこれからどんどん増えていくと思います。そして高齢者、身寄りのない高齢者、例えば熟年離婚してそれからもう一人になって、縁者、血縁関係との付き合いもなくなったと、そういう高齢者の方と

か、移住してきて町内に身寄りがないという方もこれからどんどん出てくると思うんです。そういう方々が保証人を探すということは、これ至難の技です。是非これ国がこの規定を削除するように促しているのですから、それについて県にも通達が来て県からも町にも来たということですから、是非これ削除を検討していただきたいと思いたすけども、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員、今お話になられました町営住宅管理条例施行規則は、平成18年に告示されたものであります。それで、国から来た通知は平成30年。そこの時点で国の方で連帯保証人が理由として入居できないようなケースないようにしなさいと、そういう、まあ命令はできないんですけど、平成10年から地方分権一括法ができてから技術的アドバイスというふうな形になっているんですけど、まあそういう部分を踏まえて要綱作られてますから、18年に作ったこの部分がいわゆる今のこの国からの技術的なアドバイスの部分に沿うのか沿わないのか、そういう部分も含めて、議員ご指摘の部分も含めて検討させていただきたいと思いたす。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 仮に家賃の滞納があった時に、どのように対処していますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 家賃の滞納に対しましては、まず本人と連絡を取って、今本人が置かれてる状態、なぜ滞納になっているかということ把握するように努めております。その上で、まあその状況が改善される見込みが近々あるのかないか、いろいろなことを判断しながら、もししばらくの間家賃を納めるのが大変だという状況であれば、その都度その状況に応じて相談に乗りながら、滞納について、支払額とか滞納額を膨らまないような形を一緒に考えて対応しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 家賃が払えないからといって追い出されることはないとは思いたすけども、是非その滞納があった時は速やかに、その連帯保証人が一応いるわけですから、連絡を早めにしてほしいと思いたす。この保証人に対しての連絡は迅速に行ってこられたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この滞納者においてもいろいろな方がおりまして、その連帯保証人はなっていたいたけれども、その関係性がいろいろございます。したがって、本人の意向で、まず今のところは連帯保証人に連絡しないでくださいという場合もありますので、ケース・バイ・ケースで連帯保証人へ連絡をさせていただいたりしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 連帯保証人の存在ってというのは、家賃滞納の抑止力になっていると思いますか。その辺について町長のお考えをお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 連帯保証人の有無とかそういう問題ではなくて、生活ができるかできないか、そういう部分の中で、家庭として生活していくためにはいろんな経費が必要です。家賃だけではありません。諸々のその家庭のケース・バイ・ケースなんですけど、その家庭の中で優先度が高い部分からいわゆる支払っていきますから、その部分の家賃のところまで払えればいいんですけど、払えない時にどこを払わないでっていうような話になりますから、で、連帯保証人があるからその部分を無理して払うとかそういう形ではやってませんので、実際に家賃納めていただけない方々については、職員が親身に相談に乗りながら分割で納めてもらったりとか、そういうふうな対応をしております。で、家賃をもう少しそのままにこう、もう少し待ってとかそういうふうな対応もしていますので、連帯保証人があるかどうかの部分でその家賃が払われる払われないという部分は直接、抑止力とかそういう問題ではないと思います。払えなかった時に私どもの公の施設の管理の上では、収入支出の部分でバランスを取っていかなきゃいけませんので、その観点の中で払っていただきたいというふうな形の部分で、本人払えない場合は連帯保証人からっていても、なかなかそういう形の部分で連帯保証人が払っていく部分もなかなか難しいケースがありますから、そういう意味では抑止力にはなっては、なってるのかなってないっていうふうなそういう問題とは違う問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町長、まあ抑止力になる、ならないの問題ではないと今おっしゃいましたけども、私は、この保証人があることが抑止力におそらくなっていないと思いますので、これは削除しても別に問題はなかろうとっております。



ちょっと別の質問ですが、国交省は2017年の10月2日に、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができるものとして、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設し、その情報を広く提供しますと告示し、同年10月25日に制度が施行されました。これは多分家賃が払えなくなった入居者に対する対処方法として、このような制度を施行したんだと思うんですが、もしその入居者が家賃の支払いが滞った時に、この制度を活用して入居者を支援するということはできないのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かにこのような制度ができて登録されているところもありますけども、この辺ではまだそういう対応ができるところが少ないと認識しております。ただ、この制度についても、これありきで進めた場合ですけども、あくまでも金銭的な話だけにとどまりますので、先ほど町長が答弁したとおり、この保証人をお願いしている目的の一つとしては、緊急時の連絡先、あるいは入居者の相談的な立場という形でも含めて、できれば自分の身を将来的に安全に入居していただいていってもらうためにもお願いしているというところで、現在この制度そのものを町でこれを代わってやっていただくという考えは持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 保証人に代わって、緊急連絡先があれば保証人は必要ないのではないかと私は考えるんですが、結局保証人になりたがらないのは、もし何かあった時に負担しなければ、金銭的な負担をしなければならぬからなんですよ。この最低の収入が124万8,000円ですか、保証人の。このクラスの人たちから保証人になれるというんですけど、やはりそれくらいの年収で、それ以上の人もいるとは思いますが、まあ八峰町の場合は極度額40万円ですよ。その40万円を負担してやろうって思う人はそうはいないと思うんですよ。その連帯保証人が障害になって町営住宅に入居できない、この住宅困窮者、こういう方たち、是非八峰町で増やしてほしくない、まあ今いるかりかりませんけども、そういう方たちを生まないでほしいと思います。是非保証人の規定の削除について前向きに考えていただきたいと思います。

1問目については以上で終わります。

続いて2問目の質問に移ります。

ある施設に伺いましたところ、昨年よりも灯油の単価が15円も上がり、11月から3月までの灯油代が予算を20万円オーバーする見込みだとおっしゃっていました。また、エ

アコンをかけて節約したりはしているが、やっぱり限界だと。何がしかの補助があれば大変助かると言っておりました。しかし非常に不安そうだったんです。

一律に灯油代を補助は、いろんな事業所にも補助するっていうことは、これはもう財源も必要ですので難しいと思いますけども、コロナでいろんな事業が取りやめになって、その分減額補正もかなりありましたので、そこら辺をうまく活用して、この福祉施設とか介護施設だけでも灯油代を補助するということはできないものではないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の原油高の高騰も、こう昨日もお話しましたが、風が吹けば桶屋が儲かる式の形でいけば、新型コロナウイルスで経済活動が止まってしまって、それが再開したことによって石油に対する需要が急激に伸びたという形の部分で供給が足りない。だから単価が上がるというふうなそういう形で来てますので、今、国の方で6兆8,000億円のそういう新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の増額を今審議中でありまして、その部分で項目の中に、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応というふうなことがあるんですが、この中身の部分については一切まだ分かってないんですよ。だからその部分で、私の部分にすれば福祉施設、八峰町にとりましては特別養護老人ホームをはじめグループホームはじめいろんな施設あるんですが、その部分についてはどうしても維持していただきたい、そういう分野の施設ですので、その議員もお話しになりましたように、その財源の部分を見極めながら対応をしていきたいというふうな形で思っています。特にこういう施設の場合は、介護保険法の改正によりまして入所施設そのものの経営が大きく厳しい状況に追い込まれてきてるの私も十分認識してますので、そういう部分からも何とかしてやりたい気持ちはあるんですが、その部分については、今この新しく今補正予算の、国の補正予算の中にメニューがある可能性があるんで、その部分を見ながら対応していきたいというふうなそういう気持ちで答弁いたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 介護施設では、その8月の改正によって入居者の、利用者の食費代が大幅に上がるとか大変経営の方も厳しい状況に置かれてますので、国の予算措置の方が決まりましたら、是非優先的にこういった施設に対しても助成をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君）　これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時12分より再開いたします。

午前11時07分　休　憩